

関係各位

## 大阪府共募※事務局情報※No.187(改訂版3)

(2018.12.12)

### 「平成30年7月豪雨災害による義援金」の募集について

#### 1 趣 旨

平成30年7月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数の市町村で災害救助法が発令されました。

中央共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に次のとおり義援金の募集を実施いたします。

#### 2 義援金の名称

平成30年7月豪雨災害義援金

#### 3 受付期間

平成30年7月10日(火)から2019年6月28日(金)まで

(※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。)

#### 4 義援金の受け入れ口座

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 (※2018.12.28 まで利用可能)	00180-7-634691	中央共同募金会 平成30年7月豪雨災害義援金
三井住友銀行 東京公務部	(普)0162596	(福)中央共同募金会
りそな銀行 東京公務部	(普)0126799	(福)中央共同募金会

※ゆうちょ銀行:同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの振込書による送金手数料は無料。

※三井住友銀行:同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

※りそな銀行:りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。関西アーバン銀行、みなと銀行は窓口からの振込手数料のみ無料。

#### 5 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額被災県共同募金会に被災状況に応じて按分の上送金いたします。

#### 6 義援金の配分について

本会より送金する義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で

構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

#### 7 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

#### 8 問い合わせ先

社会福祉法人中央共同募金会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-2

新霞が関ビル

電話:03-3581-3846

FAX:03-3581-5755

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

### 1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「平成30年7月豪雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。  
本会から中央共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

### 2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00990-8-220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※通信欄に「平成30年7月豪雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行 ○九九店	(当座)0000220	社会福祉法人大阪府共同募金会

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

### 3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」(科目コード 3140200)

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」(科目コード 4860600)

上記の経理区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。